

一般社団法人日本神経学会 会員に関する細則

平成22年5月19日制定

平成28年5月18日改正

(総則)

第1条 この細則は、一般社団法人日本神経学会（以下、「当法人」という）の定款第7条、第8条、第9条、及びその他で規定している会員に関する事項を定める。

(名誉会員、功労会員)

第2条 定款第7条第1項第2及び3号に規定する名誉会員・功労会員は、以下に該当するものうち、代表理事が理事会に推薦し、理事会の議を経て、社員総会で議決・承認されたものとする。

(1) 名誉会員候補者は、当法人の運営と発展に貢献した役員経験者もしくは外国人とし、かつ役員経験者においてはその年の定時学術大会開催月内に65歳を超えるものとする。

(2) 功労会員候補者は、その年の定時学術大会開催月内において65歳を越えるもので、当法人の運営と発展に功労のあった正会員とする。

2 代表理事は、必要と認めるときは、名誉会員と功労会員に対して社員総会への出席を要請し、発言を求めることができる。ただし、名誉会員と功労会員は、社員総会の評決に加わることはできない。

(学生会員)

第3条 定款第7条第1項第5号に定める学生会員について、医学部及び医療関連学部に所属する大学生及び医師免許を有しない大学院生が当法人の学生会員として入会できる期間を次のとおり定める

(1) 学部学生の場合、入会から学部卒業予定年度の3月末までとする。

(2) 大学院生の場合、入会から大学院卒業予定年度の3月末までとする。

(3) 留年もしくは大学院進学等の理由で、入会申請時の予定期間を超えて准会員として資格維持を希望するものは、所定の書式により延長願いを提出して代表理事の承認を得なければならない。

2 学生会員が医師免許を取得した場合、同年3月末で学生会員としての資格を喪失する。

3 医師免許を取得した学生会員が正会員として入会を希望する場合は、定款8条に準じて新たに入会の手続きを要する。

(研修医会員)

第4条 定款第7条第1項第6号に定める研修医会員について、初期研修中の初期研修医が当学会の研修医会員として入会できる期間は、医学部卒業から初期研修の終了時までとする。

2 研修医会員が初期研修を終了した場合、研修医会員としての資格を喪失する。

3 学生会員が医師免許を取得し、研修医会員として入会するときは、医師免許証の写

しを添えて、当法人に申請しなければならない。

- 4 研修医会員が正会員として入会を希望する場合は、定款8条に準じて新たに入会の手続きを要する。

(メディカルスタッフ会員)

第5条 定款第7条1項第9号に定めるメディカルスタッフ会員の職種は、看護師、薬剤師、療法士、義肢装具士、介護士、医療ソーシャルワーカー、臨床心理士、栄養士、歯科医師、歯科衛生士、臨床検査技師、放射線検査技師、臨床工学技士、救急救命士、保健所保健師(都道府県、政令指定都市)、地域保健師(市町村)、行政の保健医療福祉部門担当者、医療機器取扱業者(人工呼吸器・在宅酸素など)、難病相談支援センター相談支援員、難病医療専門員(コーディネーター)、ケアマネージャー、難病ヘルパー、DMAT 担当者とする。

- 2 前項に定めるもののほか、必要に応じて、理事会において職種を定めることができる。

(会員の権利と資格)

第6条 定款第7条第3項に定める会員の権利を、次のとおり定める。

(1) 正会員、名誉会員、功労会員

- ① 本法人が刊行する機関誌及び図書等の優先的配布を受けることができる。ただし、会費滞納の間はこれを停止する。
- ② 当法人ホームページの会員専用ページ公告欄を閲覧することができる。
- ③ 当法人が主催する学術大会及びその他の事業に参加して、演題を発表できる。
- ④ 日本国内に居住する正会員、名誉会員、及び功労会員は、代議員を選出する権利を有する。なお、国外に居住する間は、これを停止する。

(2) 学生会員、研修医会員

代議員の選挙権と被選挙権を有しないが、他は正会員と同じとする。

(3) 団体会員

- ① 当学会が刊行する機関誌の配布を受けることができ、機関誌に広告を掲載することができる。
- ② 当学会ホームページの会員専用ページ公告欄を閲覧することができる。
- ③ 当学会が主催する学術大会及びその他の事業に参加することができる。団体から5名までの参加費を免除する。

(4) 外国人会員

- ① 当法人が刊行する機関誌及び図書等の優先的配布を受けることができる。ただし、会費滞納の間はこれを停止する。
- ② 当法人ホームページの会員専用ページ公告欄を閲覧することができる。
- ③ 当法人が主催する学術大会及びその他の事業に参加して、演題を発表できる。
- ④ 国内に居住する外国人会員は、所定の手続きにより代表理事の承認を得て、正会員に移行することができる

(5) 購読会員

機関誌の配布を受ける権利を有するのみ。

(6) メディカルスタッフ会員

- ① 当法人が刊行する機関誌及び図書等の優先的配布を受けることができる。ただし、会費滞納の間はこれを停止する。
- ② 当法人ホームページの会員専用ページ公告欄を閲覧することができる。
- ③ 当法人が主催する学術大会及びその他の事業に参加し、演題を発表できる。

(会費)

第7条 定款第9条に規定する会員の年会費に関する事項を次のとおり以下に定める。

(1) 個人会員

理事	年会費	18,000円
代議員	年会費	17,000円
正会員	年会費	16,000円
メディカルスタッフ会員	年会費	5,000円
外国人会員	年会費	100ドル相当額

(2) 団体会員

団体会員	年会費	1口100,000円を3口以上
購読会員	年会費	20,000円

- 2 前項の会費は、別に定める期日までに、指定する方法で全額を納入するものとする。但し、新規会員については、入会時に納入するものとする。
- 3 定款第11条で定める滞納期間は、各事業年度の4月1日現在で算定する。

(会員の所属支部)

第8条 正会員は以下の基準に従い、いずれかの支部に所属するものとする。ただし、国外に居住する正会員についてはこの限りではない。

- (1) 所属支部は主たる勤務地を原則とする。
 - (2) 上記に該当しないものは、居住地による。
- 2 同時に複数の支部会員を兼ねることはできない。

(休会と復帰)

第9条 当法人の会員は海外留学、療養またはその他の理由で、当法人の会員としての義務を遂行できない場合には、休会を申請することができる。

- 2 休会期間の会費は免除とする。ただし、その期間は当法人会員としての資格及び権利は停止するものとする。
- 3 休会を申請する会員は、所定の書式に従い必要事項を記載して速やかに学会事務局宛てに届け出なければならない。
- 4 休会した会員が復帰する場合は、復帰願いを提出するものとする。
- 5 休会期間は、休会の申請を学会事務局が受理した日から、3年までとする。
- 6 休会期間が3年を超えたものは退会したものとみなす。但し、正当な理由がある場合には代表理事に復帰を申請できるものとする。

(会員の義務)

第10条 会員は、社員総会の議決を遵守し、当法人の定款及び規則等に定められているところの義務を負う。

- 2 住所、氏名、所属機関、所属支部、機関誌送付先に変更がある場合には、指定した書式により当法人事務局へ速やかに届け出なければならない。
- 3 会費未納者および休会者は、その期間中の選挙権、被選挙権、役員、代議員及び委員会委員となる資格を停止する。

第11条 この細則に定めがなく、実施上必要な事項は、理事会の定めるところによる。

(細則の変更)

第12条 この細則の変更は、理事会の議を経て、社員総会の承認を要する。

附 則

- 1 この細則は、平成22年5月20日より施行する。
- 2 第6条第1項(2)で定める購読会員の会費の額は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この細則は、平成23年5月18日から施行する。
- 2 第6条第3項の規定は、平成27年4月1日から施行し、施行日までの移行措置として、次に該当する正会員は、理事会の承認を経たうえ、退会したものとみなす。
 - (1) 平成24年4月1日現在で5年を越えて年会費を滞納している者。
 - (2) 平成25年4月1日現在で4年を越えて年会費を滞納している者。
 - (3) 平成26年4月1日現在で3年を越えて年会費を滞納している者。

附則

この細則は、平成26年5月21日より施行する。

附則

この細則は、平成28年5月18日から施行する。